

居宅介護支援事業所はさみ荘  
重要事項説明書

1. 目的

社会福祉法人愛隣会が開設する居宅介護支援事業所はさみ荘（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

2. 運営方針

- ① 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮する。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- ④ 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

3. 居宅介護支援事業所はさみ荘の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人愛隣会 居宅介護支援事業所はさみ荘
所在地	長崎県東彼杵郡波佐見町稗木場郷 794 番地 1
介護保険事業所番号	第 4271200521 号
サービスを提供する地域	波佐見町

(2) 居宅介護支援事業所の職員体制

職種	勤務形態	業務内容
管理者 (グループホーム はさみ里管理者兼務)	常勤兼務 1名	本事業所の介護支援専門員その他従事者の管理、利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行う。
事務職員 (グループホーム はさみ里介護職員兼務)	非常勤兼務 1名	要介護者等からの相談及び要援護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

(3) 営業時間

午前9時00分～午後18時00分  
土日及び12月30日～1月3日までを除く  
電話 : 0956-85-4598

4. 居宅介護支援の申込からサービス提供までの流れと主な内容

- ① 電話、来荘による相談受付

- ② 居宅訪問（ご本人、ご家族のご希望を伺います）
- ③ ご本人、ご家族の了承を得て契約成立
- ④ ケアプラン作成（ご本人、ご家族、サービス提供事業者等との調整）
- ⑤ サービスの提供
- ⑥ サービスの見直し、調整
- ⑦ 再度ケアプラン作成

## 5. 利用料金

### （１） 利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担は有り

ません。ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、一旦1ヶ月

あたり下記の料金を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。

このサービス提供証明書を、後日波佐見町役場の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

- ・要介護1、 要介護2の居宅サービス計画 : 10,860円
- ・要介護3、 要介護4、 要介護5の居宅サービス計画 : 14,110円

### （２） 加算料金

加算項目	基本単位	利用料	算定内容
初回加算	300	3,000円	新規にケアプランを策定した場合、および要介護度区分の2段階以上の変更認定を受けた場合（1月につき）
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250	2,500円	利用者が病院・診療所に入院後3日以内に、必要な情報提供を行った場合（1月につき1回まで）
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200	2,000円	利用者が病院・診療所に入院後4日以上に、必要な情報提供を行った場合（1月につき1回まで）
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450	4,500円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合（入院又は入所期間中1回を限度）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600	6,000円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合（入院又は入所期間中1回を限度）
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600	6,000円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた場合（入院又は入所期間中1回を限度）
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750	7,500円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた（内1回はカンファレンスによる）場合（入院又は入所期間中1回を限度）
退院・退所加算（Ⅲ）	900	9,000円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により3回以上受けた（内1回はカンファレンスによる）場合（入院又は

			入所期間中1回を限度)
通院時情報連携加算	50	500円	医師の診察を受けるときに同席し、情報提供を行い医師等から情報提供を受けた上でケアプランに記録する(1月に1回まで)
緊急時等 カンファレンス加算	200	2,000円	状態の急変等に伴い、主治医や保険医療機関の求めにより、自宅でのカンファレンスに参加し、必要なサービスの調整を行う(1月に2回まで)
ターミナルケア マネジメント加算	400	4,000円	死亡日および死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合

(3) 交通費

無料です。

(4) 解約料

いつでもご契約を解約することができます。一切料金はかかりません。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込下さい。当事業所職員がご相談に伺います。契約を終結した後、サービス提供を開始致します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

・文章でお申し出下さればいつでも解約出来ます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

・人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文章で通知するとともに、他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③ 自動終了

・以下の場合、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了致します。

☆利用者が介護保険施設に入所した場合

☆介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護区分が、非該当(自立)と認定された場合(この場合、条件を変更して再度契約することが出来ます)

☆利用者がお亡くなりになられた場合

④ その他

・利用者やご家族の方などにより、当事業所や担当者に対して本契約を継続しがたいほどの背任行為がなされ、信頼関係が著しく損なわれた場合には、文章で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

7. 秘密保持の厳守(個人情報保護)

(1) 業務上知り得た利用者及びご家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

(2) あらかじめ文章により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサー

ビス事業者との連絡調整、その他必要な範囲内で、個人情報を用いることができるものとします。

### 8. 緊急時の対応

緊急時の対応サービスの提供にあたり、事故や体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき家族、主治医、緊急機関等に連絡します。

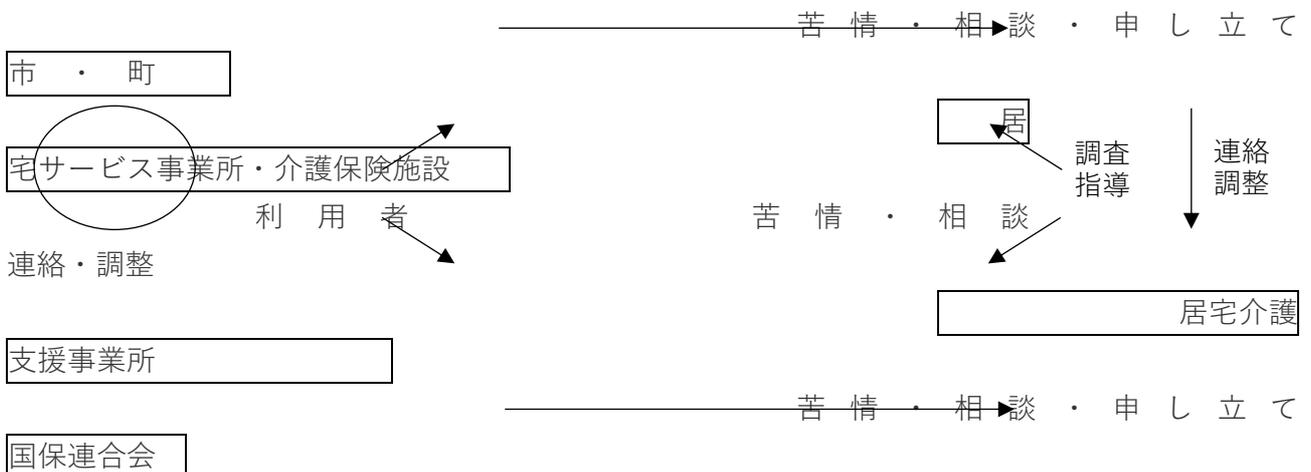
医療機関等	病院、主治医の氏名 : 電話番号 :
	病院、主治医の氏名 : 電話番号 :
緊急連絡先	氏名 (続柄) : ( ) 電話番号 :
	氏名 (続柄) : ( ) 電話番号 :

### 9. サービスに関する苦情・相談の窓口

提供したサービスに苦情がある場合、又は作成したプランに基づいて提供された介護サービスに関する申し立てや相談があった場合には、次の窓口にご連絡ください。

相談窓口	社会福祉法人愛隣会 居宅介護支援事業所はさみ荘 Tel : 0956-85-4598 苦情解決担当者 : 管理者 淵野修 苦情解決責任者 : 施設長 高木敏彦 第三者委員 : 兒玉涼子 山口徹
------	--

#### 【苦情・相談申し立ての流れ】



## 【苦情・相談窓口】

- ・長崎県国民健康保険団体連合会介護保険課（TEL: 095-826-1599）
- ・波佐見町役場長寿支援課長寿介護班（TEL: 0956-80-6655）

### 10. 虐待防止に関する事項

事業所は、サービス提供中に各事業関係者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報いたします。

### 11. 災害対策

事業所は、自然災害・消防等、同法人内で開催される避難訓練等に参加するとともに、利用者に対しては、自治会等で開催される避難訓練等に参加して頂くよう呼びかけます。また、予想される自然災害（台風、大雨等）の発表時には、利用者の安全が確保できるよう呼びかけ、必要時に避難場所への配慮を行います。

### 12. 感染対策

厚生労働省からの事務連絡に沿って、感染症予防対策を行います。

地域における新型コロナウイルス感染症等の流行状況を確認し、市町村の保健師や感染症に詳しい専門職の助言を得て対応致します。

### 13. 事故発生時の対応

居宅介護支援事業の提供において、事故が発生した場合及び当事業所の作成した介護計画において事故が発生した場合は、速やかに家族及び各関係機関へ連絡をとり対応致します。

※ 利用者在宅時の事故

家族・居宅介護支援事業所 ⇒ 医療機関

※ サービス提供中の事故

サービス提供事業所 ⇒ 家族・医療機関・居宅介護事業所・保険者

### 14. サービスの利用状況について

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次の通りです。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 ( 100.0 % )

通所介護 ( 87.0 % )

地域密着型通所介護 ( 0 % )

福祉用具貸与 ( 50.0 % )

- ② 前6か月に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護事業所名	(%)	福祉用具貸与	(%)
介護支援サービス「さわやか」	－	トゥーワンケア	－
セントケア伊万里松島	100	アイフルケア	16.6
通所介護事業所名	(%)	ベストケア佐世保	33.3
デイサービス銀のらくだ	－	ダスキン佐世保ステーション	－
りんでんホームズデイサービス	12.5	親和メディカル	50.0
デイサービスセンターはさみ園	87.5	ハートフルケアたまがわ	－
デイサービスセンターいきいき	－	地域密着型通所介護	
デイサービスセンターだんらん	－	－	0

#### 15. 事例検討、報告への協力をお願い

従業者は、質の向上のため様々な研修会へ参加しています。その研修会にあたり、実際の事例を用いた勉強会も増えてきました。事例報告をする際には、ご利用者の住所、氏名、生年月日など個人の特定に繋がる情報は記載致しません。このようなことにご理解頂き、事例報告にご協力いただけますようよろしくお願いいたします。なお、ご協力頂けなかった場合でもご利用者に不利益がないことをお約束致します。

このような趣旨をご理解の上、事例報告に対して ( 同意します ・ 同意しません )

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者に対しての契約書及び本書面に基づいて、重要事項を説明致しました。

(事業者名) 社会福祉法人愛隣会 居宅介護支援事業所はさみ荘  
(住所) 長崎県東彼杵郡波佐見町稗木場郷 794-1  
(代表者名) 理事長 岡崎 敏幸

(説明者職名) 介護支援専門員 :

上記の内容の説明を受け了承しました。

令和 年 月 日

(住所) 波佐見町 郷

(利用者氏名)

(住 所) \_\_\_\_\_

(代理人氏名) \_\_\_\_\_

令和6年4月1日改定